

労働基準監督官が監督指導した事例（指摘した問題点と改善の取組状況）

概要	運行先が、関西、岡山、広島方面の道路貨物運送業
問題点	<p>深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）の勤務に対して、一部の労働者に割増賃金が支払われていなかった。</p> <p>・・・労働基準法第 37 条違反[割増賃金]</p> <p>労働者数が 50 人以上の道路貨物運送業については、安全管理者を選任する義務があるが、未選任となっていた。</p> <p>・・・労働安全衛生法第 11 条違反[安全管理者]</p> <p>1 か月の総拘束時間が労使協定の限度である 320 時間を 2 か月連続して超えており、最も長い者で 368 時間 30 分となっていた。（トラックの場合、1 か月の総拘束時間は、原則、293 時間以内としなければならないが、労使協定により 320 時間まで延長することができる。）</p> <p>・・・改善基準告示違反[総拘束時間]</p>
改善の取組み	<p>深夜の時間についてはタイムカードに基づき割増賃金の支払いを行うこととした。</p> <p>一定の経験を持つ者を、安全管理者に選任し、労働基準監督署へ届け出た。</p> <p>運行経路について見直しを行い、拘束時間の短縮を行った。</p>

チェックポイント



チェック
1

労働時間のうち、深夜の時間帯（PM10～AM5）の勤務について、2割5分以上の割増賃金が支払われていますか？



チェック
2

労働者が常時50人以上、運輸交通業などの業種の場合、安全管理者を選任し、その者に安全管理を行わせていますか？



チェック
3

トラックの場合、拘束時間（始業から終業までの休憩時間を含む時間）は、原則、1日最大16時間、1か月293時間以内となっていますか？

労使協定により、1か月の拘束時間を320時間（6回まで）に延長している場合は、1年間の拘束時間が3,516時間以内（月平均293時間）となっていますか？